

所沢市議会議員政治倫理審査会委員名簿

令和5年10月10日

選出区分	委員名	備考
議員	末吉美帆子	ところざわ市民会議
議員	矢作いづみ	日本共産党 所沢市議団
議員	荻野泰男	さきがけ
議員	大石健一	至誠自民クラブ
議員	亀山恭子	公明党
議員	青木利幸	市民クラブ未来
市民	田中健太郎	弁護士(所沢法律事務所)
市民	西村昭治	早稲田大学人間科学学 術院人間科学部教授
市民	西久保正一	元所沢市副市長

○所沢市議会議員政治倫理条例

被引用

平成 23 年 12 月 26 日条例第 41 号

所沢市議会議員政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、所沢市議会議員（以下「議員」という。）の責務と行為規範等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期するとともに、主権者たる市民の厳粛な負託に応え、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く認識し、その使命の達成に努めなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めるものとする。

(申合せ事項)

第 4 条 議員は、次の事項を申し合わせるものとする。

(1) 次に掲げる金品の寄附又は贈与（以下「寄附等」という。）は行わないこと。

ア 後援会名で行う寄附行為

イ 団体等からの案内に対する寄附行為。ただし、会費負担は、この限りでない。

ウ 本人が行う政治研修のための研修会及び講習会における接待。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子は、この限りでない。

(2) 法の定めるところにより、禁錮以上の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、自ら議員の職を辞すること。

(行為規範)

第 5 条 議員は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を保ち、議会に対する市民の信頼を損なわないこと。
- (2) 刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (4) 特定の個人や企業、団体等のために有利な取り計らいをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。
- (5) 市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。
- (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (7) 議員は、所沢市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 32 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者と利害関係を持たないこと。

改正注記条沿革関連情報

（審査の請求）

第 6 条 市民又は議員は、前条に規定する行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあっては地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 18 条に規定する選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の連署、議員にあっては 2 人以上の者の連署をもって、所沢市議会議長（以下「議長」という。）に審査の請求をすることができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

2 議長は、前項の規定による審査の請求を受けたときには、10 日以内にその書面の写しを添えて次条に規定する所沢市議会議員政治倫理審査会に審査を付託するものとする。

関連情報

（審査会の設置等）

第 7 条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、所沢市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、9 人とし、6 人を議員のうちから、3 人を地方行政に関して専門的知識を有する市民のうちから、議長が公正を期して委嘱する。

3 審査会には、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 委員の任期は、当該審査の終了までとする。

(審査会の運営)

第8条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は行為規範に反する行為の存否について審査する。

(2) 審査会は、当該審査を行うため、審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

(3) 審査会は、対象議員の行為が行為規範に反し、政治的又は道義的責任があると認めるときは、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

(4) 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

(5) 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、委員定数の過半数の同意により非公開とすることができる。

(6) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

関連情報

(審査会の審査結果)

第9条 審査会は、議長が審査の請求を受けた日から90日以内に審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、審査の結果を受け、必要な措置を講ずるものとする。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第10条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪その他職務に関連する犯罪の容疑による逮捕後、引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会の開催を議長に請求することができる。この場合、当該議員は、説明会に出席し、弁明するものとする。

関連情報

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（令和3年6月14日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

○所沢市議会議員政治倫理条例施行規程

令和3年12月14日議会規程第1号

所沢市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、所沢市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査請求)

第2条 条例第6条第1項の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）は、審査請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 所沢市議会議長（以下「議長」という。）は、前項の審査請求書の提出があったときは、条例第6条第1項に規定する事項を満たしているか否かの審査を行うものとする。

3 議長は、第2項の審査の結果、審査請求書に形式上の不備があると認めるときは、審査請求を行った者（以下「審査請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の審査の結果、条例第6条第1項に規定する事項を満たしていないと認めるとき、又は審査請求者が前項の規定による補正の求めに応じなかったときは、当該審査請求を却下するものとする。

5 前項の却下の通知は、審査請求却下通知書（様式第2号）により行うものとする。

(審査付託書等)

第3条 条例第6条第2項の規定による審査の付託は、審査付託書（様式第3号）により行うものとする。

2 政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の設置の通知は、審査会設置通知書（様式第4号）により行うものとする。

(審査会の会議への出席要請)

第4条 条例第8条第2号の規定による会議への出席の要請は、審査会出席要請書（様式第5号）により、議長を経由して行うものとする。

(審査の結果の報告)

第5条 条例第9条第1項の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書（様式第6号）により行うものとする。

(審査の結果等の公表)

第6条 条例第9条第2項の規定による審査の結果及び講じた措置の公表は、所沢市議会だより及び所沢市議会のホームページに掲載して行うものとする。

(職務関連犯罪容疑による逮捕との説明会の請求)

第7条 条例第10条の規定による説明会の開催の請求は、説明会請求書(様式第7号)により行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

所沢市議会議員政治倫理審査会 概要

【政治倫理条例の目的】

《条例抜粋》

(目的)

第1条 この条例は、所沢市議会議員（以下「議員」という。）の責務と行為規範等を定めることにより、議員の政治倫理の確立を期するとともに、主権者たる市民の厳粛な負託に応え、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

※対象議員を罰するためのものではなく、議員の政治倫理の確立を期するとともに、清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的としているものです。

【審査会の設置】

《条例抜粋》

(審査会の設置等)

第7条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、所沢市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、9人とし、6人を議員のうちから、3人を地方行政に関して専門的知識を有する市民のうちから、議長が公正を期して委嘱する。

※上記内容により、名簿のとおり委員を選出しました。

(審査会の運営)

第8条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は行為規範に反する行為の存否について審査する。

(2) 審査会は、当該審査を行うため、審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

※上記内容により、今後対象議員に事情聴取等行うことも想定されます。

【審査結果の報告等】

《条例抜粋》

(審査会の審査結果)

第9条 審査会は、議長が審査の請求を受けた日から90日以内に審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、審査の結果を受け、必要な措置を講ずるものとする。

【審査結果の公表】

《条例施行規程抜粋》

(審査の結果等の公表)

第6条 条例第9条第2項の規定による審査の結果及び講じた措置の公表は、所沢市議会だより及び所沢市議会のホームページに掲載して行うものとする。

【今後のスケジュール（予定）】

《第1回》

日時：令和5年10月10日 午後6時～

場所：全員協議会室

内容：○委嘱状の交付

○委員長、副委員長選出

○付託

○審査会の進め方（会議の公開・非公開等）

○政治倫理審査会の説明

○付託の内容説明

○第2回の進め方について（必要な手続きの確認等含む）

（審査会出席要請、調査事項等）

《第2回》

日時：令和5年10月16日 午後1時30分～

場所：全員協議会室

内容：○対象議員の事情聴取等

○その他調査事項等の報告

○審査結果報告書に係る意見交換

※結果報告案は第3回において確認

《第3回》

日時：令和5年11月中

場所：全員協議会室

内容：○結果報告書案の最終確認

○結果報告書の完成

本報告書をもって議長に報告